

竹原市民生都市建設委員会

令和7年11月28日開会

(付託議案)

- 1 議案第51号 竹原市火葬場の指定管理者の指定について
- 2 議案第53号 竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 3 議案第58号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第61号 令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 5 議案第62号 令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 6 議案第63号 令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 7 陳受第7-18号 忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望について

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年11月28日)

出席委員

氏名	出欠
下垣内 和 春	出席
今 田 佳 男	出席
宇 野 武 則	出席
吉 田 基	出席
山 元 経 穂	出席
蕎 麦 田 俊 夫	出席
平 井 明 道	出席

委員外議員出席者

氏名
道 法 知 江
大 川 弘 雄
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局主任主事 藤原侑亮

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
市 民 課 長	大 森 宏 一
地 域 づ くり 課 長	内 山 修
地 域 支 え あ い 推 進 課 長	広 近 撰
健 康 こ ど も 未 来 課 長	住 田 昭 徳

午前9時55分 開会

○委員長（下垣内和春君） おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。発言にあたっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますように、よろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開、あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。以上の進行方法により会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第4回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第4回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第51号外5議案につきまして、説明をさせていただきますので、慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案等審議順序表の順に行つて参りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、このように執り行います。

なお、執行部からの説明は以後、座ったまま行っていただいで結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） おはようございます。地域づくり課の内山でございます。

議案第51号竹原市火葬場の指定管理者の指定についてでございます。議案参考資料の21ページをご覧ください。

提案の要旨でございます。竹原市火葬場の指定管理者を指定しようとするものであります。

提案の内容につきましては、管理を行わせる施設は竹原市斎場、所在地は竹原市小梨町10179番地2であります。指定管理者となる（2）団体につきましては、株式会社日本斎苑、広島市中区本川町二丁目1番9号、代表者名、代表取締役、渡部彰でございます。現在の指定管理者と同様になります。指定の期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び同条第6項によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、予算につきましては、議案第60号令和7年度一般会計補正予算書第6号、12ページの第3表にございます債務負担行為、補正の追加で竹原市斎場指定管理料限度額、これは5年間でございますが、1億1,628万円が限度となります。1年間では2,325万6,000円ということになります。私からの説明は以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第53号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 皆さん、おはようございます。健康こども未来課長の住田です。

それでは、議案第53号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。

この議案につきましては、まず、先日の閉会中での委員会にて概略などをご説明させていただきました。その中で、事業開始までに2つの条例制定を予定しているというふうにご説明させていただきましたけれども、その1つ目がこの基準条例となります。条例内容につきましては、事業を行う事業者の認可に関するものとなっております。

それでは、議案参考資料にて説明をさせていただきます。25ページをお開きいただければと思います。

1の提案の要旨でございます。児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業が創設されたことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、当該事業の設備及び運営の基準に関し、必要な事項を定めるものであります。また、この条例につきましては、内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するというふうにされております。

2の乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度と申しますけれども、そちらの概要でございます。0歳6か月から満3歳未満の未就園児が保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中でこども園等を柔軟に利用できる新たな通園給付事業となります。

3の条例の主な内容でございます。先ほど申し上げましたとおり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、内閣府令と同様な基準を定めた内容とさせていただいております。条例の内容につきましては、主に以下に記載をさせていただきました。

1、乳児等通園支援事業の区分としまして、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするものでございます。2番目、一般型乳児等通園支援事業の設備の基準としまして、年齢に応じて乳児室や保育室、トイレなどを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めております。3番目、一般型乳児等通園支援事業所の職員の配置基準と

しまして、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員、保育士その他市町等が行う研修を修了した者の数につきましては、乳児概ね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児を概ね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士、ただし、1事業所につき2人を下回ることはできないものとなっております。4番目、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準としましては、施設及び事業所の区分に応じ、各認可に係る基準条例に定めるところによるものであり、その他一般型の規定を準用しております。

4の施行期日は、公布の日。

5の根拠法令は、児童福祉法第34の16となります。

最後にですね、補足説明資料をつけさせていただきました。こちらのほうにつきましては、今回、新たな基準条例を制定したということでございましたので、内容について、先ほどと重複する部分もありますけども、一覧表のほうにまとめさせていただきましたので、後程ご覧いただければというふうに思っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第58号竹原市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康こども未来課長。

○健康こども未来課長（住田昭徳君） 議案第58号竹原市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。議案参考資料にて説明させていただきます。79ページをお開きいただければと思います。

なお、このたびの改正議案につきましては、3本の基準条例の改正を同様に行うものとなっております。

1の提案の要旨でございます。児童福祉法の一部が改正され、それに合わせて、国におきまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改められたことに伴いまして、市の基準条例におきましても、国と同様に必要な規定を整備する内容となっております。この度の児童福祉法の改正によりまして、主には虐待対応の強化として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、それから、保育の体制の整備に係る特例の一般制度化として、国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育制度を一般制度化する改正、この主に2つとなっております。

2の改正の内容でございます。2項になります。1つ目として、児童福祉法に新たに施設職員等による虐待に関する通報義務等が規定されたことに伴い、国の基準の改正に伴う条例中の引用条項を改める内容となります。この内容につきましては、3つの基準条例とも該当して参ります。2つ目としまして、各施設に配置しなければならない保育士に関して、地域限定保育士につきましても保育士とみなすこととするものであります。こちらにつきましては、竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらの2条例が該当となります。

3の施行期日は、公布の日。

4の根拠法令は、子ども・子育て支援法第46条第2項、児童福祉法第37条の8の2、第34条の16となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第61号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（大森宏一君） 皆さん、おはようございます。市民課の大森でございます。私のほうからは、議案第61号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

補正予算書でご説明いたしますので、84ページ、85ページをお開きください。

この度の補正予算につきましては、人事異動及び人事院勧告を考慮した給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するものでございます。

まず、85ページの歳出でございますが、総務管理費の人件費を151万2,000円増額し、徴税費の人件費を11万円減額し、合計140万2,000円を増額計上しております。

これに対しまして、84ページの歳入でございますが、繰入金と同額の140万2,000円を増額計上し、収支の均衡をとっております。

以上によりまして、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ140万2,000円を増額し、総額を31億3,297万5,000円とする内容となっております。

議案第61号については以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第62号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

○地域支えあい推進課長（広近摂君） おはようございます。地域支えあい推進課長の広近でございます。

議案第62号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

介護保険特別会計の補正につきましては、人事院勧告及び人事異動等による人件費の増額補正並びに介護保険システムの改修業務委託料を計上する内容となっております。

まず、歳出について、ご説明いたします。令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算案第2号の110ページ、111ページをお開きください。総務管理費、一般会計費、人事管理に要する経費といたしまして、569万6,000円、一般事務に要する経費といたしまして、システム整備委託料として489万5,000円、合計1,059万1,000円を増額するものでございます。増額内容につきましては、人事管理に要する経費は人事院勧告及び人事異動等による人件費の増額を計上するものでございます。また、一般事務に要する経費といたしまして、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の基準の見直しによる影響を少なくするために、令和8年度介護保険料の算定に必要な介護保険システムの改修を行うものでございます。

続いて、補正予算案の112ページ、113ページをお開きください。3の地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業、一般介護予防事業費の人事管理に要する経費といたしまして35万5,000円を増額するものでございます。増額内容につきましては、先ほどと同じく人事院勧告及び人事異動等による人件費の増額を計上するものとなっております。

続いて、歳入のほうの説明をさせていただきます。同じく補正予算案の108ページ、109ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金、総務管理補助金といたしまして244万7,000円を増額するものでございます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金から814万4000円、失礼しました。一般会計、地域支援事業繰入金から35万5,000円、その他一般会計繰入金から814万4,000円、合計849万9,000円を増額するものでございます。

以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,094万6,000円を計上し、令和7年度介護保険事業費総額を35億9,536万円とする内容となっております。

議案第62号についての説明は以上となります。よろしく願います。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答で願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（大森宏一君） それでは、議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

補正予算書の120ページ、121ページをご覧ください。

この補正予算につきましても、人事異動及び人事院勧告を考慮した給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するものでございます。

まず、121ページの歳出でございますが、総務管理費の人件費を245万5,000円増額計上しております。

これに対して、120ページの歳入でございますが、一般会計繰入金と同額の245万5,000円を増額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ245万5,000円を増額し、総額を6億1,797万3,000円とする内容となっております。

議案第63号については以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。説明員は退席願います。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。まず、第117条第1項の規定による委員外議員の

出席または第2項の規定による委員外議員の発言について、要求のある方は申し出を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 申し出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑・答弁を踏まえ、各議案に対する意見、質疑、疑問点、追加の質疑の必要性等発言がありましたら挙手を願います。発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） なしと認めます。

以上をもって、本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行って参ります。

議案第51号竹原市火葬場の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号竹原市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号令和7年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号令和7年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号令和7年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会で委員会に付託された議案の審査は終了しました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。説明員は退席願います。

午前10時23分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、継続審査となっております陳受第7-18号忠海団地が所有する汚水処理施設の

移管要望についてを議題といたします。本件については、地域づくり課長から報告がありますので、これを受けたいと思います。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） それでは、改めまして、地域づくり課長の内山でございます。よろしくお願いします。

お手元の資料でございますが、忠海団地組合法人所有の大型浄化槽移管に関わる尾道市への視察につきまして、ご報告を申し上げます。

概要でございます。忠海団地組管理法人所有の大型浄化槽の移管について、先進的に污水处理施設を市に移管した事例がございます尾道市への視察を行いました。視察日につきましては、令和7年11月6日木曜日、10時から12時。視察先は尾道市下水道課及び污水处理施設2か所でございます。視察者は地域づくり課長、私と下水道課長、2名でございます。

2番の污水处理施設の状況でございます。この表につきましては、尾道市さんと竹原市の忠海団地さんの比較がわかりやすいように表にしております。忠海団地さんと尾道市さんのA団地、B団地につきましては、人槽、規模、処理対象人数、污水处理量、管渠の延長、組合員等非常に似通った団地となっております。ただ、この表の中で特徴的なところにつきましては、やはり、供用開始年度が忠海団地につきましては昭和49年、尾道市さんにつきましては、A団地は平成7年、B団地についても平成7年ということで開始の年度が相当違います。それと、後程ご説明いたしますが、根拠法令についても尾道市さんと竹原市では違います。そして、補足でございますが、尾道市さんのこのA団地、B団地を尾道市さんが移管を受けた理由の1つの中に、国が現在進めております下水道区域の縮小ということがございまして、当初は下水道区域の認可区域に入っておりましたが、やはり財政的な問題、国の財政的な問題で認可区域が縮小し、公共下水道の区域から外された経緯がございます。この点についても忠海団地さんと非常に似通った状況になっております。

3番のですね、污水处理施設の移管までの流れ、これについてもこちらに記載をしております。これは尾道市さんの例でございます。1番から7番までございますが、主に言いますと、管理組合さんがまずは施設の手持ちの浄化槽の施設のいわゆる診断、そして修繕、

それを行い、尾道市さんがそれを検査し、修繕方法についても協議しながら検査して、覚書を締結し、尾道市さんが条例、規則を作られている。最終的には引き継ぎを決め、覚書を締結され、それから、尾道市さんが尾道市の浄化槽として管理運営を行うということでございます。なお、管理組合からの尾道市への寄附金というものは、両団地とも1,000万円程度でございましたが、修繕にかなりのお金がかかったということをお聞きしております。下のアスタリスクですが、移管後の使用料につきましては、下水道料金、公共下水道料金と同様の料金をいただいているということでございます。また、会計につきましては、一般会計、我々で言いますと地域づくり課がまずはその規則等を整備、そして、負担金によりまして、公共下水道企業会計のほうに運営を任せているというのが尾道市さんの方法でございます。

そして、最後でございますが、根拠法令でございます。団地の造成と申しますのは、特に竹原市におきますと3,000平米を超える団地を造る場合にはですね、開発行為ということになりまして、尾道市についても市街化区域、市街化調整区域など法規制がございます。これは、民間が造成する場合には道路の幅員であるとか水路、もしくは公園という義務的な面積が決まっている。開発面積の3%とかですね、そういったことが決まっております。3,000平米を超える、超えないで大きな開発者にとっては負担が、負担の分かれ道が3,000平米ということで、開発行為とは非常に厳しい規制がかかるということでございます。尾道市さんのA団地、B団地は、どちらも都市計画法に基づく開発行為で行われた団地でありまして、そういった事前に県と市の許可をいただいて開発をされているということでございます。一方、忠海団地につきましては、そこに書いております優良宅地造成促進法というのがございまして、これについても開発行為と同様にですね、融資を条件に県または市との協議が行われ、認可をいただかないとですね、融資が受けられないというようなことで、開発については相当程度の規制と申しますか、求められるものがあつたということで、非常に似通っているということでございます。

ですので、今後、こういった施設を市がその浄化槽を移管を受けるとかといった基準というのは、やはりそういった開発行為に準ずるもの、もしくは開発行為というものが非常に1つの基準になるかと尾道市さんの視察から学んできたところではないかと思っております。

非常に簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（下垣内和春君） 今、報告をいただきましたことについて、意見等がありましたら、お願いをいたします。

蕎麦田委員。

○委員（蕎麦田俊夫君） 尾道ですね、移管について、ちょっと報告を受けたのですが、簡単なんですね、このA団地さん、B団地さん、一体をですね、市のほうが受けて、その後、かなり平成24年と23年度から長期間の運用実績があるわけですが、この運用の中でですね、例えばよかった点、あるいはちょっと問題になった点等、何か、その尾道の視察の中でですね、伺われているものがあつたら、お聞かせをお願いいたします。

○委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） 元々、浄化槽を受けるという話については、やはり議論があつたそうでございます。どうしても、老朽化もしくは人口減少、そういったところで相当程度リスクがあるということは尾道市さんも議論をされたそうです。しかしながら、行政の責務として、やはり認可区域を外したというところもありますし、元々、開発行為をされたときに尾道市さんとの協定、覚書もしくは協議というものがあつたそうでございますので、義務として判断をされたということだと思います。もちろん、100%の保証というのはなかなか難しいかと思うのですが、できるだけリスクを低減する努力というのは、やはり料金の改定、下水道料金と一緒に合わせて料金の改定を行っているということをお聞きしております。以上です。

○委員長（下垣内和春君） 蕎麦田委員。

○委員（蕎麦田俊夫君） ちょっと、A団地、B団地さんですね、この処理施設の個別の運用管理費、年間ですね、そういったものはデータとして持つておられませんですかね。

○委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（内山修君） すみません、企業会計の中のちょっと細部まではレクを受けておりませんので、もし、そういったことが必要なら、また後日、御報告させていただければと思います。

○委員長（下垣内和春君） いいですか。他に意見等はございますか。

宇野委員。

○委員（宇野武則君） 私は平成7年に担当委員長になったわけですが、当時からの問題があったのです。忠海地区は基本計画から大幅に変更いたしました。当時は高等学校の前が処理場だったのですが、それを忠海の漁業組合の沖へ5,000坪ほど埋め立てて、そこに漁業組合さんも補償金も何もいないという同意を取って、そういう計画だったのですね。その後、人口減少とか、いろんな問題がありまして、忠海地区は計画から外れたという歴史があります。

そういう点で、先般も委員会で視察させていただきましたが、非常に管理をよくされておったというふうに感じております。この際、団地の皆さんのご意向を尊重して、できるだけ竹原市が取得して、この施設の管理はやっぱり補助対象になりますので、そういうものを勘案しながら結論を出していただきたいというふうに思います。

○委員長（下垣内和春君） 平井委員。

○委員（平井明道君） これ、自分の意見を言わせてもらっていいですか。

今、先輩議員もおっしゃいましたが、先進市の事例もありますし、元々、忠海団地は下水処理区にも入っていたのに外されたという経緯もありますので、基金も約9,000万円残っておりますし、整備、点検も常にされてきております。

そういった中で、忠海団地の皆さんも今後高齢化等で管理できるのか非常に心配されておられます。老朽化や人口減少の不安もあると思いますが、やはり私は経世済民が市政運営の一丁目一番地と考えますので、市の移管が妥当だと考えます。

○委員長（下垣内和春君） 山元委員。

○委員（山元経穂君） 私も平井委員と近くて、意見表明ですが、先ほど宇野委員からも平井委員からもありましたように、本来だったら下水道を通して下水処理区にするところだったのですが、それが市の事情でできなくなったってということで、先日承った陳情書でも、その本来だったら下水処理区になることを団地の皆さんも大きく期待していたが、言い方がちょっとあれかもですが、あてが外れてしまった、市の計画でってということなので、ここは先ほど課長からも説明があったように尾道市さんじゃないですけど、行政の責

務というか、義務をやっぱり市が果たすべきではないかというふうにも思いますし、また団地の方も、もちろん団地の方が何ていうんでしょうね、手入れ、メンテをするんじゃないかと、業者の方とも交渉していかなければならないってことを先日現地視察のときに承ったので、そういうこともやっぱり今後は大変になっていくだろうということを鑑みると、やはり市のほうで移管を受けるべきではないかと私も思います。

○委員長（下垣内和春君）　ありがとうございます。他に意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君）　委員長からちょっとお話をさせていただきますが、今回、委員会で陳情を受けて、委員会のほうで10月14日に現地へ行かせていただきました。今、宇野委員が言われたとおり、施設等はしっかり整備をされてですね、管理もされていると思います。そして、若干住宅のほうも若干土地のほうを見させていただいたら、なかなか今の構造上、個別で浄化槽を設置するのは難しいところかなという判断も私もさせていただきました。

今の委員さん全体のお話を聞くとですね、やはり移管をするという状況が皆さんの考えかなと思っております。しかしながらですね、やはり供用開始が大変早いと、尾道に比べたら20年以上早いのですかね。ということは、やはり整備等でかなりの今後、竹原市に負担が出てくることもあると思いますし、しかしながら、それはやはり竹原市の下水道の計画が忠海に最初行く予定がですね、いなくなっただということについては、やはり竹原市のほうもしっかり考えて、今後いかないといけないと考えます。

ということの中で、今後ですね、私は個人的に今日もうある程度、継続審査ではなしに、採決を試みたいと考えております。そうしてもですね、やはり今後、理事者のほうがどういう状況で対応していくというのは、この委員会でも報告を受けて参りたいと思っております。それで、忠海団地の方、また市民の方がですね、納得できるような体制の中で移管をですね、させていただければいいのではないかと個人的には思っております。その中で、今申しましたようにもうなかなか委員会といたしましても、継続審査というのはなかなか今後ですね、難しいところもございますので、委員の皆様方にお諮りしますが、今までどおりまだ継続審査をするのか、それとも今日、もうある程度、これについて結論

を出すのかということについて、どのように思われるか。何か、皆さん、もう結論を出してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） はい、わかりました。それでは、継続審査はなしということで、本日ここで結論を出したいと思います。それでは、陳情第7－18号忠海団地が所有する汚水処理施設の移管要望について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

本陳情について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下垣内和春君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

当委員会に付託された議案はすべて議了いたしました。この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会の付託議案に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。閉会中の継続審査の申し出であります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれて、継続審査調査について、ご意見なり、ご要望はありませんか。

山元委員。

○委員（山元経穂君） 意見、一応意見として、今は事件の個別案件で6番の忠海団地が所有する汚水処理施設、一応今、委員会で通して、あれしたわけですけど、今度本会議になると思うのですが、先ほど委員長も言われたように、今後の進展に報告を受けなければいけないので、これ引き続き、やっぱり残すべきだと思います、という意見です。

○委員長（下垣内和春君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、今の意見を踏まえ、議長に申し入れることに対し、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって、民生都市建設委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午前10時55分 閉会